

長崎平和祈念式典 山崎榮子 「平和への誓い」の持つ意義

長野 秀樹

一

昨年の八月九日、「被爆58周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」の被爆者代表「平和への誓い」はろうあ者の山崎榮子さんであった。山崎さんは彼女にとつての第一言語である手話を使って、その決意を述べた。その手話は、通訳者によつて日本語の音声に同時通訳されると共に、日本語の文字言語としても長崎市発行のプログラムにも記録されている。その冒頭は「皆さん、私の話（手話）を聞いてください。」という言葉で始まっている。もちろん、実際は山崎さんは手話で語っているのだから、それを直接、音声として「聞く」ことはできない。山崎さんの手話表現を直訳すれば、それは「私の話（手話）を見てください」という表現である。だが、それを音声日本語、文字日本語に翻訳する際にはやはり、「私の話（手話）を聞いてください」という表現にならざるを得ない。手話言語から、音声言語へと通訳するとき、その言語の媒体の特質がその表現を否応なしに規定せざるを得ないからである。

このように、山崎さんの「平和への誓い」は、その冒頭から、「手話」という日本語とは媒体が異なる言語間の翻訳という緊張関係をよく表している。だが、この関係は一般的にはなかなか理解しがたいことのようなのである。例えば平成一五年八月一〇日付けの「朝日新聞」朝刊は次のように述べている。

手話による無言の訴え。だが、言葉の出てこない口も懸命に動かし続けた。最後をこう締めくくった。

「この命が続く限り、語りつづけていくことをここに誓います」

会場に流れた「誓い」は全国手話通訳研究会長崎支部のメンバーの一人が、山崎さんに代わつて読み上げた。

ここには、明らかに文字言語を優先的に考える健聴者の誤解がある。あの現場に流れた音声は「読み上げた」のではない。あくまでも山崎さんの手話を音声日本語に通訳したのである。通訳者の手元にも、もし式典のパンフレットがあったとしても、それは参考とされたにすぎず、山崎さんの手話を読み取つて、日本語の音声に通訳するという基本は代わらない。優先されるべきは、山崎さんの手話であつて、プログラムに書かれた文字日本語ではない（付言すれば、手話には口形がつくのが普通であり、山崎さんが特に「懸命に動かし」ているわけではないし、通訳したのは確かに「長崎支部」の会員ではあるが、長崎市の専任手話通訳者の業務として通訳を担当している）。

分かりやすくするためには、逆の状況を想像してみればいい。去年までの平和祈念式典での状況である。「平和への誓い」を担当するのは健聴者であり、音声日本語を使って述べる。その横に

手話通訳者が立ち、手話へと通訳する。通訳者はあくまでも耳から聞こえてくる音声日本語を通訳するのであり、もし万が一、プログラムに載る「平和への誓い」と異なる内容が述べられたとしても、それをそのまま手話に翻訳していくしかない。手話を音声日本語に通訳するという状況はこれがそのまま、逆になっているだけである。

おそらく、こうした音声日本語を手話に翻訳するという場面は多くの人が、何らかの形で、すでに経験したことがあるだろう。公共団体が行っているテレビの広報番組にはワイプで手話通訳がつくことが多いし、講演会などにも手話通訳が準備されていることは多い。現在では、それほどの違和感なく一般にも受け入れられている状況だろう。

これに対し、ろうあ者の手話が音声日本語に通訳される場面を実際に見るという状況は、一般的には格段に少ないと思われる。

そうした現状は、例えば平和祈念式典のNHKの中継の画面にも現れていた。山崎さんが「平和への誓い」を始めた当初は、上半身のカットであったが、途中、ロングショットに切り替えられたのである。また、顔のみのアップのショットもあつた。こうしたショットは「平和への誓い」を健聴者が担当しているときには、普通に使われるショットであり、四分程度の「平和への誓い」の間、上半身のみを固定的に映し出すということはあり得ないであろう。担当者が健聴者で、音声日本語によって、「平和への誓い」を述べているのであれば、ロングショットも顔のアップもなんの問題もないだろう。音声によって、「平和への誓い」は伝達されているのだからである。だが、山崎さんは手話によって「平和へ

の誓い」を述べていたのである。ロングショットや、極端なアップでは山崎さんの手話を視聴者は理解することができない。視聴者のうち、多数を占める健聴者は手話通訳が山崎さんの手話を音声に翻訳したその音声によって、「平和への誓い」を理解していたのだから、ロングショットもアップも問題なかった。問題となったのは山崎さんの手話によって「平和への誓い」を理解していたろうあ者である。ロングショットになった間、彼らは理解不能に陥ったはずである。ちようど、健聴者で考えれば、消音状態になったのと同じだったのである。このようにろうあ者が手話によって発言し、それをきちんと伝えるということすら、未だ市民権を得ていなかったのである（この問題は、後日、長崎県ろうあ福祉協会とNHKとの間で、話し合いが持たれ、確認作業が行われている）。

二

だが、もちろん山崎さんが「平和への誓い」を述べたということの意義は小さくはない。そもそも、平和祈念式典においても、当初は音声言語を手話に通訳する手話通訳すら設置されていなかったのである。手話通訳者が設置されるまでの、経過を簡単に確認しておこう。長崎の平和祈念式典に手話通訳が設置されたのは一九八四年のことである。それまでは、式典に通訳は付いておらず、ろうあ者の式典への参加はほとんどなかった。式典に参加しても、現場で、直接、「平和宣言」や「平和への誓い」を理解することは不可能だったからである。最初に式典に設置された通訳

は、公的な通訳ではなく、全国手話通訳研究会長崎支部の会員が、自主的に手話通訳をつけたものであった。

それから四年後、一九八八年には、長崎市の公的な派遣として、平和祈念式典に手話通訳がつけられた。ただし、当時は通訳は遺族席内で通訳を行っていた。現在のように、ステージ中央に通訳者が立つようになったのは一九九九年からのことである。通訳者の位置はろうあ者にとっては重要な問題である。ろうあ者は通訳を受けている間、基本的に通訳者から目をそらすことができない。両者の位置が離れていては、ろうあ者は通訳者の表情は見られても、発言者の表情や雰囲気を確認することができなくなる。そのためにも、発言者と通訳者の位置は、ろうあ者から見るときに、一緒に視界に入る距離にすることが望ましいのである。だが、これも初期の段階においては、警備上の問題が指摘されて、発言者のすぐ隣に立つことは許されなかった。それがこの年から、発言者の隣で通訳する許可が下りた。また、司会者の通訳は司会者横で、行うことはできず、遺族席で行っているが、市長の平和宣言も首相の来賓挨拶も、ろうあ者の視界の中に通訳と発言者が入る位置で通訳が行えるようになっていた。

このようにして、平和祈念式典に参加しているろうあ者は手話通訳をとおして、健聴者と同時に情報を共有できるようになったのであるが、残された課題として、テレビで平和祈念式典を見ているろうあ者の情報保障という問題があった。テレビの画面にはすぐ隣にたつ通訳者が写ることはほとんどない。情報保障として通訳者を映像に取り込もうとすれば、画像は固定せざるを得ない上に、発言者と通訳者の両方を取り込んだ画像は小さすぎて、通

訳者の手指の形ははっきりと見えないであろう。そうすると残された方法はワイプとして、通訳者をテレビ画面隅に挿入する方法だが、それは実現しなかった。そのため、テレビを通じて平和祈念式典を見ているろうあ者にも、情報を伝えるためには、発言者をろうあ者にするしかなかったのである。山崎さんが「平和への誓い」を述べている間は、少なくとも、テレビを見ているろうあ者も健聴者と同様に情報を得ることができたのである。

三

そして、それはろうあ者にとつての言語権問題の一步として考えることが可能な問題でもある。日本手話が日本語とは異なる固有の言語であるという認識は、ほぼ社会一般において、常識となつていふと考えてよいであろう。同じく日本が単一民族の国家ではないという考えも、社会的には認知されている考えであると言つてよいと思われる。アイヌ民族や在日朝鮮人・韓国人の存在が日本という国家が単一民族などではないという根拠として考えられているが、言語的には彼らの母語はおそらくは日本語であると言つても差し支えないであろう。在日朝鮮人・韓国人においても「人が生後に母親（またはその代わりの人）や、そのほか自分の属する言語社会の成員との接触により、自然に獲得する言語の変種」（『現代言語学事典』田中春美他編、成美堂、一九八八年二月）としては、日本語が妥当と思われるからであるが、先天性の重度の聴覚障害者、あるいは言語獲得期以前に失聴した聴覚障害者にとつては、第一言語は手話であると考えてよいであろう。

そもそも、ろう者の定義として、例えば木村春美・市田泰弘は「ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である」（『ろう文化宣言』、「現代思想」四月臨時増刊「総特集ろう文化」、一九九六年四月）とする。障害の程度よりも音声日本語を第一言語とするのか、「日本手話」を第一言語とするのかによって、ろう者を定義しようとする試みである。こうした定義はアメリカなどでろう者を Deaf と表記し、音声言語とは異なる手話言語を母語とする「ある種の『民族』」として、捉えようとする考え方の影響があるのだが、木村氏たちも認めるように、ことはそう単純ではない。木村氏たちは次のように述べている。

ろう者の約九割は耳の聞こえる両親のもとに生まれる。『民族』の言語である手話も、その文化も、ふつうの民族のように家庭や地域社会の中で伝承されるわけではない。ろう者が初めて自分以外のろう者に会うのは、ろう学校という、ろう者のための特別な学校である。本来広い地域にばらばらに存在しているろうの子どもたちは、そこで初めて仲間と出会い、結束の堅い集団をつくる。その集団こそが、言語と文化を伝承するコミュニティーへの入り口なのである。（同前）

つまり、ほとんどのろう者が、初めて手話にであうのは、ろう学校というコミュニティーにおいてであり、音声言語を母語とする人々が「母親（またはその代わりの人）」から言語を習得するのは、大きく事情が異なる。しかも、ろう学校では私たち健聴者で、「ハク」の時間に音声言語と文字言語を習得するのと同じ意味で、手話言語の習得がはかられることはない。ろう学校の幼稚部

において、まず重要視されるのは、残存聴力の活用であり、補聴器を使った音声言語の獲得が目指される。小学部、中等部、高等部と学年が進むにつれて手話の使用は増えるようだが、健聴者が第一言語としての日本語を「国語」という科目によって学ぶのと同じような形では、健聴者がろう学校で「手話」を学ぶことはあり得ない。教師のほとんどは日本語を第一言語とする健聴者で、教育の基本は口話法であり、彼らは手話を教室では学ばず、休み時間や放課後に、ろう学校の仲間たちとの直接的なコミュニケーションによって身につけるのである。木村氏たちがろう学校を「言語と文化を伝承するコミュニティー」と呼ぶのは、この濃密な生徒間の関係のことであり、それは教室で口話法で学んだものではない。

一九九六年六月にバルセロナで行われた世界言語権会議において、世界言語権宣言が採択されている。ここでいう「言語権」について、言語権研究会の臼井裕之氏と木村護郎氏は次のように説明している。

言語権が具体的にどのような権利を指すかということについてはさまざまな提案や決議がなされているが、例えば「世界言語権宣言」においては、核となる権利内容として、まず第一に、自集団の言語と自己同一化し、これを学校において習得し、また公共機関で使用する権利、そして第二に当該地域の公用語を学習する権利があげられている。言語権についての議論は主としてこの二点をめぐって展開されている。

（『ことばへの権利』、言語権研究会編、

三栄社、一九九九年一〇月）

現状においては、言語権という概念自体が一般に認められている概念とは言い難いであろう。だが、言語として認知されるということの条件として、「学校において習得」できるということは基本的な条件としてあげられている。

しかし、それは手話において未だ実現していない。例えば二〇〇三年五月二十七日には「全国ろう児をもつ親の会」が「日本手話」による教育が受けられないのは人権侵害であるとして、人権救済の申立を日本弁護士連合会に対して行っている。また、全日本ろうあ連盟もこの申立には、全面的には賛成できないとしながらも、「ろうの教職員の採用を積極的に推進すること、ろうの教職員を中心に、教職員と保護者が協力して学校全体に手話の重要性についての認識を広げ浸透させていくこと、手話による指導カリキュラムを開発していくこと等」（『日本手話』）によるろう教育を求め「人権救済申立」に対する見解、「日本聴力障害新聞」二〇〇三年一月一日号）の提言を行っている。

そうした状況において、山崎さんが手話で「平和への誓い」を述べたということの意義は決して小さくはない。「朝日新聞」の二〇〇三年九月二二日には全国から山崎さんへ寄せられた感想が紹介されている。その中で長野ろう学校の三年生からの手紙には「私たちに勇気を与えてくださってありがとうございます」と書かれていたという。ここで、ろう学校の生徒が勇気を与えられたというのは、「平和祈念式典」という公式の場所で、山崎さんが手話で語る姿に勇気づけられたということだろうと思う。自分たちの言語である手話で堂々と平和へ向けての決意を語るその姿は、ろう学校の生徒たちにとって、誇るべき先輩の姿として印象

づけられたのである。

ろうあ者の被爆体験の記録として、長崎では『手よ語れ』（長崎県ろうあ福祉協会・全通研長崎支部編、発行、一九八九年八月）『原爆を見た聞こえない人々』（長崎県ろうあ福祉協会・全通研長崎支部編、文理閣、一九九五年四月）などがある。また、写真集として『ドーンが聞こえなかった人々』（豆塚猛・全通研長崎支部、文理閣、一九九一年五月）がある。こうした活動は文字言語にたいして抵抗感のある人が多いろうあ者の被爆証言として貴重であるし、聞き書き作業は今も続いている。

しかし、ろうあ者にとって、文字言語として記録された仲間の証言を読むより、手話で語っている姿を目の当たりにすることの意義は大きい。今後、言語権という概念を日本でも確立し、ろう者が手話による教育を受けられるようにする運動は、進展して行くに違いない。そうした運動の中で、山崎榮子さんが平和祈念式典で自らの母語である手話で「平和への誓い」を行ったということの意義は計り知れないものがあるだろう。

全通研長崎支部では、NHKその他の協力により、山崎榮子さんの平和祈念式典の「平和への誓い」を収録し、更に山崎さんが生い立ちから、被爆、敗戦、戦後の混乱期の生活などを手話で語ったビデオを今春発行した。「ナガサキ／ろうあ被爆者 山崎榮子の証言」（全三巻）。山崎さん自身が語る被爆時の様子は、視覚と嗅覚によって捉えられた惨状が生々しく再現されて、戦後の暮らしと併せて貴重な証言となっている。